

## 二宮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

今回の二宮町国民健康保険税の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部が改正されたことと、租税特別措置法に新たに創設された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に係る適用条項を加えるため、本条例に必要な改正を行うものです。

1つ目としまして、資料の「2. 制度の内容」をご覧ください。

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにおいて、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないよう、被保険者に係る所得等について所要の見直しを行います。

「現行」をご覧ください。

国民健康保険税は、低所得者に対し世帯の所得と被保険者数に応じて7割、5割、2割の軽減がありますが、給与所得控除額や公的年金控除額が10万円引き下げられることにより、所得が10万円上がることで、収入が上がっていないにもかかわらず軽減が受けられない、または軽減額が下がってしまうなど、意図せざる影響や不利益が生じることが想定されます。

「改正後」をご覧ください。

以上のような影響や不利益が発生しないよう、軽減判定基準額である基礎控除額を33万円から43万円に引き上げ、また、一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、基準額に給与所得者等の数から1を引いた数に10万円をかけた額を加算します。このことで、収入額に変化がない場合、同様の軽減が受けられるよう措置します。

2つ目としては、資料はございませんが、租税特別措置法に新たに創設された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に係る適用条項を加えるため、本条例に必要な改正を行うものです。

この特別控除は、譲渡価格が500万円以下の低額な一定の未利用土地等を譲渡した場合に、長期譲渡所得から100万円を控除するものです。

このことに伴い、国民健康保険税についても附則の改正を行い、同様の措置をとるものです。

最後にこの条例は令和3年1月1日から施行させていただきますが、適用年度は令和3年度分からとなり、令和2年度分までの国民健康保険税については、従前の例より課税することとなります。

説明は以上です。

# 個人所得課税の見直しを踏まえた国民健康保険税の見直し

(国民健康保険税)

## 1. 大綱の概要

国民健康保険税の減額の減額の対象となる所得の基準について、

軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行：33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。

(注) 上記の改正は、令和3年度分以後の国民健康保険税について適用する。

## 2. 制度の内容

- 令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないようにする必要がある。
- 一定の給与所得者等（※1）が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、次のとおり軽減判定基準の見直しを行う。

### 現行

【現行】 軽減判定所得  
7割軽減基準額：基礎控除額(33万円)

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+52万円×(被保険者数(※2))

- ※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者
- ※2 同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

### 改正後

【改正後】 軽減判定所得  
7割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)  
+10万円×(給与所得者等の数-1)

5割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+28.5万円×(被保険者数(※2))  
+10万円×(給与所得者等の数-1)

2割軽減基準額＝基礎控除額(43万円)+52万円×(被保険者数(※2))  
+10万円×(給与所得者等の数-1)